

# <sup>令和6年度</sup> 茨城県の監査

監査のあらまし 令和5年度監査等実施結果

令和6年7月 **茨城県監査委員事務局** 

# 目 次

Ι	監査制度の概要	
	1 監査委員とは ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	-
	2 茨城県の監査委員は4人 ・・・・・・・・・・・・・ 1	_
	3 監査専門委員とは ・・・・・・・・・・・・・・ 1	-
	4 監査委員制度について ・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
	5 監査基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	ļ
	6 監査の対象及び報告・公表 ・・・・・・・・・・・ 6	j
п	監査・審査・検査の種類	
	1 監査・審査・検査の種類 ・・・・・・・・・・・・・・ 7	,
Ш	監査計画	
	<ol> <li>監査計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>	)
IV	監査結果(令和5年度)	
	1 定期監査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7	,
	2 随時監査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8	3
	3 財政的援助団体等の監査 ・・・・・・・・・・・・・・・19	)
	4 行政監査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	)
	5 決算審査及び基金運用状況審査 ・・・・・・・・・・・・・・22	2
	6 健全化判断比率等審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6	;
	7 内部統制評価報告書審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・27	,
	8 住民監査請求に基づく監査 ・・・・・・・・・・・・・・・2 8	;
v	監査結果に対する措置状況         1       監査結果に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	)
VI	外部監査制度	
	1 外部監査制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	}
VII	監査委員事務局	
	1 監査委員事務局・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6	j

## I 監査制度の概要

## 1 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される地方公共団体の長から独立した独任 制の執行機関です。

知事から独立した立場で、県の財務や事務・事業等の執行の正否や適否を茨城県監査基準に基づき監査等を行い、その結果を公表することによって、県民や議会等が正しい判断をするもととなる情報を提供します。

## ※独任制

それぞれの監査委員が独立して職務を行うことです。このため、教育委員会のように「監査委員会」とは呼びません。ただし、監査の結果に関する報告の決定又は 意見の決定は、監査委員の合議によるものとされています。

## 2 茨城県の監査委員は4人

監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、行政運営に 関し優れた識見を有する者と県議会議員のうちから、議会の同意を得て知事が選任しま す。

茨城県では、識見を有する者から2人、議員から2人の計4人が、監査委員に選任されています。識見を有する者から選任した監査委員のうち1人は常勤と定められています。

## 3 監査専門委員とは

監査専門委員は、地方自治法の一部改正に伴い、監査委員の監査・審査等に必要な専門性を補完するため、設置することができることになった制度です。

茨城県では、令和2年度から設置し、弁護士1名と公認会計士1名が、住民監査請求などに対する高度な法律判断に基づく助言や公営企業会計決算審査などに対する専門的な会計知識に基づく助言を行っています。

## <監査委員>

氏	名	区分	就任年月日	任期
森田	悦男	議会選出委員	令和5年12月23日	議員の任期
		(非常勤)		
伊沢	勝徳	議会選出委員	令和5年12月23日	議員の任期
		(非常勤)		
澤田	勝	識見委員	令和4年7月1日	4年
		(代表監査委員・常勤)		
羽生	健志	識見委員	平成 28 年 10 月 1 日	4年
		(非常勤)	(令和2年10月1日再任)	

## <監査専門委員>

氏名	区分	就任年月日	任期
大和田 一雄	弁護士	令和2年6月4日	2年
蛭田 清人	公認会計士	令和2年6月4日	2年

(ともに令和4年7月1日、令和6年7月1日再任)

## 4 監査委員制度について

## (1) 根拠法令

監査委員 地方自治法第 195 条 — 茨城県監査委員に関する条例 (監査委員の設置及び定数)

## 監査委員制度に係る地方自治法の改正の概要

昭和22年制定 監査委員は必置定数4人とされた。

昭和31年改正 財政的援助団体等に対する監査制度が整備された。

平成 3年改正 行政監査制度が整備された。

平成 9年改正 外部監査制度が整備された。

平成18年改正 識見を有する監査委員の数を条例で増加できることとされた。

平成29年改正 監査委員が監査基準を定め、公表することとされた。

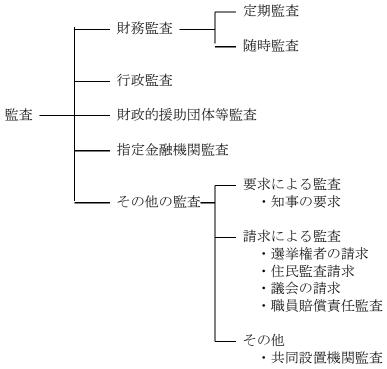
監査結果に対する措置について勧告できることとされた。

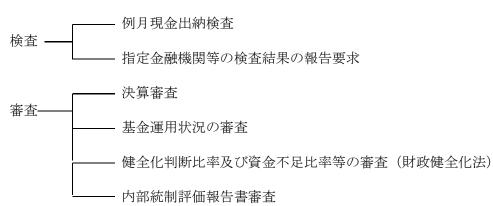
条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができることとさ

れた。

監査専門委員を置くことができることとされた。

## (2) 監査委員の職務権限





## 5 監査基準

監査基準は、法令の規定に基づいて、監査、検査、審査その他行為の適切かつ有効な実施を図るための基準で、各地方公共団体の監査委員が行う監査は、この監査基準にしたがって行うこととされています。

監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定めることとされ、茨城県においても令和元年12月4日茨城県監査基準を公表し、令和2年4月1日から施行されました。

## 【茨城県監査基準について】

○監査委員が行う監査

茨城県の事務の執行・管理について以下の観点から監査を行っています。

合規性 → 法令に適合しているか

正確性

→ 正確に行われているか

経済性

→ 節約できるものはないか、無駄はないか

効率性

→ より効果的な方法はないか

有効性

→ 成果は適切か、十分な費用対効果はあるか

3Eの観点

経済性 Economy 効率性 Efficiency 有効性 Effectiveness

(効率的で無駄のない事務事業の執行)

県民の福祉の増進

#### ○監査の計画的な実施

組織が持つリスクや過去の監査結果などから、監査を効率的かつ効果的にできるように年間監査等実施計画を策定し、この計画に基づき監査を実施します。

## ○監査等の実施

1 リスクの程度や内容に応じた監査等の実施

各機関でリスクが高いと考えられる事項や過去の監査結果などから、リスクを特定し、 リスクに応じた監査を実施することとしています。

なお、茨城県では財務監査項目で特に必要と認める項目について、全機関共通して実施する「重点監査項目」を設定して監査を実施しています。

2 内部統制に依拠した監査等の実施

都道府県では、令和2年4月1日から、内部統制を実施するための体制の整備が法令

で義務付けられ、茨城県でも導入されました。内部統制の進捗状況を踏まえ、適正な財務事務の執行に資するよう、定期監査の方法等について引き続き検討してまいります。

<コラム> 地方自治法における監査基準の位置づけ

監査基準は、平成29年の地方自治法改正で新たに規定されました(施行は令和2年4月1日)。

これは、法律ですべての地方公共団体で監査基準の策定を義務付けることによって、 監査を実施するに当たって遵守すべき基本原則を明らかにし、監査の質や住民の監査 に対する信頼性の向上を図ろうとするものです。

## 6 監査の対象及び報告・公表

監査委員は、県の全ての機関のほか、出資法人など県が出資している団体や、県が補助金その他の財政的援助を行っている団体等を対象に監査を行います。

監査委員が行った監査の結果は、報告として決定し、これを関係機関に提出し、公表します。関係機関は、監査結果に対する改善のための措置を講じたときは、監査委員に措置の内容を通知し、監査委員は通知の内容を公表します。

県の機関の監査の対象は、県の財務に関する事務の執行及び地方公営企業の経営に係る事業の管理、普通地方公共団体の事務の執行になります。

監査結果の報告の決定は、監査委員の全員の協議により意見を一致させる合議により行う こととされています。

公表については、県ではインターネットを利用して年4回実施しています。

## <コラム> 合議できなかった場合は…

監査結果の報告の決定は、監査委員全員の合議によることとされていますが、仮に監査委員の意見が合わず意見の一致を図れない場合はどうなるのでしょうか、 監査結果を出せなくなってしまうのでしょうか。

そのような場合にも、法律上規定があり、意見が一致しない事項があること、その事項についての監査委員それぞれ意見を公表することになっています。各監査委員の意見を尊重するとともに、県が多様な意見を踏まえて対応できるよう制度的に保障されています。

## Ⅱ 監査・審査・検査の種類

## 1 監査・審査・検査の種類

監査委員は、地方自治法などの法令により、様々な種類の監査を行っています。

監査等の種類	区分	概要	根拠法令
	× 1		* 2
定期監査	(1)	│ │毎年実施する県の事務及び事業の全般を	自治法 199 条
7C797 IIII 111		対象とした監査	4項
財政的援助団	2	県が出資や補助金等を交付している団体	自治法 199 条
体等監査	(3)	を対象に、対象事業が出資や補助等の目的	7項
11 11 111		に沿って行われているかについて行う監	. ,
 行政監査	2	一   特定の事務又は事業を選定して行う監査	自治法 199 条
			2項
随時監査	2	監査委員が必要と認めるときに行う県の	自治法 199 条
		事務及び事業の全般を対象とした監査	5項
例月現金出納	1	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行	自治法235条の2
検査		われているかについて行う検査	1項
普通会計決算	1	知事からの審査依頼により、決算の数値が	自治法 233 条
審査		正しいか確かめる審査	2項
企業会計決算	1	知事からの審査依頼により、決算の数値が	公企法30条2項
審査		正しいか確かめる審査	
基金運用状況	1	知事からの審査依頼により、定額の資金を	自治法 241 条
審査		運用するため設置されている基金の運用	5項
		状況について行う審査	
健全化判断比	1	「地方公共団体の財政の健全化に関する	財政健全化法 3
率等審査		法律」に基づく知事からの審査依頼によ	条 1 項、22 条 1
		り、県の財政状況を表す指標に対して行う	項
		審査	
内部統制評価	1	知事からの審査依頼により、県の内部統制	自治法 150 条
報告書審査		評価報告書について行う審査	5項
住民監査請求	3	県の執行機関や職員による違法・不当な公	自治法 242 条
に基づく監査		金の支出などがあるとして、県民から監査	4、5項

		請求がされたものについて行う監査	
直接請求に基	3	有権者総数の 50 分の 1 以上から監査の請	自治法 75 条 3 項
づく監査		求があったときに行う監査	
議会の請求に	3	議会から監査の請求があったときに行う	自治法 98 条 2 項
基づく監査		監査	
知事の要求に	3	知事から監査の要求があったときに行う	自治法 199 条
基づく監査		監査	6項
指定金融機関	2	指金融機関が取り扱う公金の収納又は支	自治法 235 条の
等監査	3	払の事務についての監査	2 2項、公企法
			27条の2 1項
職員の賠償責	2	職員の財務会計行為により普通地方公共	自治法 243 条の
任に関する監		団体に損害を与えたと認めるとき、賠償責	2の8 3項、8項
查		任の有無等についての監査	公企法 34 条

## ※1 区分欄

- ①毎年必ず行う監査等
- ②任意に行う監査等
- ③長、議会、住民、公営企業管理者からの請求により行う監査等

## ※2根拠法令欄

自治法 … 地方自治法

公企法 … 地方公営企業法

財政健全化法 … 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

## Ⅲ 監査計画

## 1 監査計画

監査委員は、監査等を行うにあたっては、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク (組織目的の達成を阻害する要因)の内容及び程度、過去の監査結果、監査資源等を総合的に勘案し、あらかじめ年間計画を策定し、これに基づき監査を実施しています。監査計画は、監査委員の合議を経て前年度末までに策定することになっています。

監査計画には、基本方針、監査種別実施方針、監査対象機関、監査の方法、監査時期、重点 監査項目、実施体制等を定めることになっています。

## 令和6年度監査等実施計画

### 第1 基本方針

県では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人財育成」、「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを一体的に推進しており、今後とも、「挑戦」「スピード感」「選択と集中」の3つの基本姿勢を徹底し、本県が将来にわたり発展し続けるよう、県民一人ひとりが変化を恐れず、自信をもって挑戦できる「新しい茨城」づくりに全力で取り組んでいくとしている。

一方、本県の財政状況は、これまでの財政健全化の取組により、財政指標は着実に改善傾向にあるが、急速な高齢化の進展などに伴う社会保障関係費等の増や、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化への対応などによる財政構造の硬直化に加え、原油価格・物価高騰の長期化など景気の下振れリスクにより、予断を許さない状況にある。

このような状況を踏まえ、「茨城県監査基準」に基づき、事務の管理及び執行等について、 内部統制の運用に留意し、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確 保するとともに、住民の福祉の増進に資することを目的とし、監査、検査、審査を実施す る。

## 第2 監查種別実施方針

1 定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項)

予算の執行等の財務に関する事務や経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかなど、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視した監査を実施する。

- (1) 従来の財務監査に加えて、各機関における内部統制の取組状況を確認し、その整備・充実につながる監査を実施する。
- (2) 事務事業の成果や効果について、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、事務事業のあり方について、改善を促す事項について意見し、事務事業の改善にながる監査を実施する。
- (3) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、包括外部監査等の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認する。

### 2 財政的援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

県出資団体等が出資等の目的に沿って事業運営を行っているか、関係法令等に準拠した 会計処理がなされているかなどについて、監査を実施する。

#### (1) 県出資団体

団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ 財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規程等に従って適正に行われて いるかなどについて監査を実施する。

#### (2) 補助金等交付団体

補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査を実施する。

#### (3) 公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定等に基づいて適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に 行われているかなどについて監査を実施する。

## 3 行政監査(地方自治法第199条第2項)

県の組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政の運営等について、経済性、効率性、有効性等の観点から監査を実施する。

特に、「若手産業人材育成機関のあり方」について行う。

#### 4 随時監査(地方自治法第199条第5項)

県の事務事業の執行に関する課題、予備監査等によって把握した課題及び県民が特に関心を持っている事業や、社会的に大きな課題になっている事項等について、必要と認めるときは監査を実施する。

## 第3 監査の実施計画

#### 1 定期監査

### (1) 監査対象機関

監査対象機関は、「茨城県行政組織規則」第4条に規定する本庁の課並びにチーム及びセンター、県北振興局、労働委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、県議会事務局、教育庁の課及び室、警察本部、「茨城県財務規則」に規定する公所、「茨城県企業局組織規程」第2条に規定する本局及び出先機関、「茨城県病院局組織規程」第2条に規定する本局及び病院とし、機関数は382(本庁102、出先280)とする。

#### (2) 監査の方法

監査は、職員による事前監査(予備監査)と監査委員による監査(委員監査)を、それ ぞれ実地または書面で実施する。

また、監査事務の効率化に資するため、ICTを活用した監査を推進する。

### (3) 監査時期

予備監査及び委員監査は、概ね次の期間に実施する。

ア 本庁機関は、5月から8月にかけて実施する。

イ 出先機関は、概ね9月から2月にかけて実施する。なお、企業会計機関にあっては、 5月から7月にかけて実施する。

#### (4) 重点監査項目

監査を重点的かつ効率的に実施するための重点監査項目は、次のとおりとする。

ア 内部統制の強化について

#### 着眼点

(リスク評価とリスクへの対応)

- ・ 内部統制体制が、ミスの防止や問題の早期発見につながるなど、効果を発揮し機 能しているか。
- ・ 調定、契約手続、負担行為・支出命令は適切に行われているか。 (不備があった場合の対応)
- 不備事項に対する再発防止策は徹底されているか。

#### イ 事務事業の成果や効果に関する検証について

着眼点

・ 県総合計画に設定されている数値目標に対する成果や効果を適切に検証評価しているか。

## (5) 実施体制

予備監査及び委員監査の実施体制は、監査等実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき計画的に配置する。

#### 2 財政的援助団体等監査

#### (1) 監査実施機関

監査実施機関は、「財政的援助団体等選定基準」を踏まえ、前年度までの監査状況及び監査結果等を勘案して選定し、機関数は28(出資団体14機関、補助金等交付団体8機関、公の施設の指定管理者6機関)とする。

#### (2) 監査の方法

監査は、予備監査及び委員監査を、それぞれ実地または書面により行う。

## (3) 監査時期

予備監査及び委員監査は、概ね6月から2月にかけて実施する。

## (4) 実施体制

予備監査及び委員監査の実施体制は、実施要領に基づき計画的に配置する。

- 3 行政監査(地方自治法第199条第2項) 特に、「若手産業人材育成機関のあり方」については、定期監査とは別に実施する。
- 4 随時監査(地方自治法第199条第5項) 随時監査等実施要領に基づき実施する。

## 第4 検査、審査、請求等による監査等

## 1 検査及び審査

(1) 例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

現金の出納については、毎月定例日に委員による検査を実施する。

委員による実地検査は、会計管理者については6月に、公営企業管理者及び病院事業管理者については7月に実施し、その他の月については書面で実施する。

職員による予備検査については、毎月書面(一部実地)により実施する。

(2) 決算審査(地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項) 定期監査、例月現金出納検査その他の監査を踏まえ、令和5年度の普通会計及び公営企 業会計の決算審査を実施する。

決算審査については、概ね8月までに行うものとする。

## (3) 健全化判断比率等審査(財政健全化法第3条第1項、第22条第1項) 知事から審査に付された健全化判断比率及びその算定基礎事項書類並びに資金不足比率

及びその算定基礎事項書類の審査を、概ね8月までに行うものとする。

(4) 内部統制評価報告書審査(地方自治法第150条第5項、第6項)

知事から審査に付された財務事務に係る内部統制の評価報告書について、内部統制の評価に係る資料及び定期監査の結果等に基づき、概ね8月までに、審査を行い意見を付すものとする。

#### 2 請求等による監査

地方自治法に定める請求等による監査については、法令の規定に基づき実施する。

- ・住民の請求による監査(地方自治法第242条第1項)
- ・直接請求による監査(地方自治法第75条第1項)
- ・議会の請求による監査(地方自治法第98条第2項)
- ・知事の要求による監査(地方自治法第199条第6項、7項、第243条の2の8第3項)
- ・指定金融機関等監査(地方自治法第235条の2第2項)

## 第5 その他

1 監査における専門性の強化

監査専門委員から、公営企業会計監査や決算審査における指導助言や、住民監査請求等に おける法的な助言を受けることにより、専門性の高い分野の強化を図る。

#### 2 監査に関する公表等

#### (1) 監査に関する公表

地方自治法に基づく監査結果等の公表はインターネットを利用して行う。

ア 定期監査及び財政的援助団体等監査

監査の結果に関する報告に合わせて、原則として年3回公表する。

## イ 決算審査及び健全化判断比率及び資金不足比率の審査

決算審査及び健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について知事が議会に 提出する時期に合わせて公表する。

## ウ 行政監査

特に、「若手産業人材育成機関のあり方」については、年内に公表する。

## (2) 監査結果等の活用

監査を通じて把握した事実や課題等について、監査の成果をより効果的なものとするため、関係部局と随時情報を共有し、類似事案の再発防止や内部統制の強化につなげる。また、再発防止につなげるため、監査結果を整理し、職員が誤りやすい事務処理などを全職員に行政情報ネットワークなどを活用し周知する。

## 1 定期監査対象機関数

( )内の数字は前年度

□ /\	監査対象		予備監査	KI.	委員監査		
区分	機関数	実地	書面	計	実地	書面	計
本	102	72	30	102	39	63	102
本 )]	(101)	(70)	(31)	(101)	(38)	(63)	(101)
	280	122	158	280	34	246	280
出 先 機 関	(282)	(120)	(162)	(282)	(35)	(247)	(282)
計	382	194	188	382	73	309	382
司	(383)	(190)	(193)	(383)	(73)	(310)	(383)

## 2 財政的援助団体等監査対象機関数

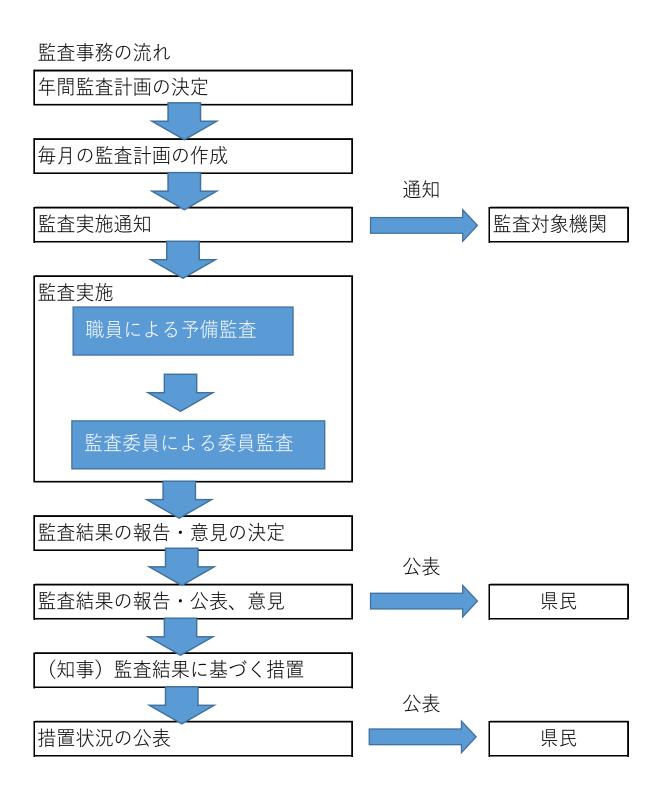
区	分		監査対象		
			機関数	うち実施機関数	うち実地委員監査
出資団	出資-	50%以上	16 (17)	11 (12)	2(2)
体 (※1)	東率	50%未満	8 (8)	3 (4)	-(-)
(%1)	小計		24 (25)	14(16)	2(2)
補助金等	交付	5,000万円以上	62 (73)	7 (5)	-(-)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		5,000万円未満	109 (133)	1(0)	-(-)
( <b>※</b> 2)	小計		171 (206)	8(5)	-(-)
指定管理者(※3)		24 (25)	6(7)	-(-)	
	合	計	219 (256)	28 (28)	2(2)

(※1) 出 資 団 体:県出資比率25%以上

(※2) 補助金交付団体:補助金等の交付額1,000万円以上

(※3) 指 定 管 理 者:公の施設の指定管理者(出資団体、自治体等を除く数値。)

## 【参考】



## Ⅳ 監査結果(令和5年度)

## 1 定期監査

地方自治法の規定に基づき、県の全機関を対象に年1回、定期監査を実施しています。令和5年度は383機関を対象に監査を実施しました。

定期監査においては、財務事務や経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかどうかなど、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し、事務事業の改善につながる監査を実施しています。

## 監査の結果

指摘が2件、注意が11件ありました。

## 主な内容

### ○指摘

- ・トイレ改修工事において、最低制限価格の設定を誤り、本来失格者となるべき者を落札 者としたもの
- ・生産物・動物の売払いに係る一連の事務において、売払代金の調定遅延、農産物検査手 数料に係る支出負担行為決議票の作成遅延など、多数の不備や遅延があったもの

#### ○注意

- ・貸借対照表の固定資産計上額に過誤があったもの
- ・補助金を予算に編入せず、補助金に係る一連の事務が遅延していたもの
- ・診療報酬の過誤調整事務手続において、調整事務を怠っていたもの
- ・条例に該当する契約でないにもかかわらず、長期継続契約を締結していたもの
- ・研修受講契約の事務手続等に多数の不備があったもの
- ・使用許可決議・貸付決議等が遅延したうえ、積算を誤り、過大に徴収していたもの
- ・工事の設計額を明確にしないまま工事執行伺いを行っていたもの
- ・随意契約限度額を超えているにもかかわらず、随意契約としていたもの
- ・歳入歳出事務全般において、年間を通じて多数の事務処理が遅延していたもの
- ・長期間にわたり公有財産事務取扱規則に基づく事務手続を行っていなかったもの
- 納期限後に収納された採取料に係る延滞金を徴していなかったもの

指摘:事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項

注意:事務事業の執行に適正を欠き、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる 事項

このほか、事務事業の執行に大きな影響を及ぼさない誤り等の改善事項の場合は、指導 としています。

また、監査委員は、監査結果に基づき必要と認めるときは、県の組織または運営の合理 化に資するために、監査結果の報告書に添えて、意見を提出できます。

## 2 随時監査

随時監査とは、定期監査が会計年度ごとに期日を定めて行うのに対し、県の事務事業の執行に関する課題や社会的に大きな課題になっている事項などについて、監査委員が必要と認めるときに随時に実施するものです。

## <随時監査の実施状況>

年度	H 3 0	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
実施機関数	0	2	0	1	0	0

## <コラム> 随時監査と定期監査

随時監査と定期監査では、監査対象はどちらも「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」と同じです。異なるのは、会計年度ごとに期日を定めて行うのか(定期監査)、監査委員が必要と認めるときに行うのか(随時監査)という実施の時期のみです。

## 3 財政的援助団体等の監査

県の出資法人、補助金等が交付されている団体、公の施設の指定管理者を対象に、事業の執行状況、資金の出納状況、事業活動や施設の管理状況について、茨城県監査基準に基づいて監査を実施しています。

茨城県では、毎年度一定の基準に基づいて団体等を選定し監査を実施しています。令和5年度は、監査対象の延べ256団体のうち、28団体に対して監査を実施しました

## 監査の結果

指摘、注意、意見はありませんでした。

## <コラム> 財政的援助団体への監査の範囲

財政的援助団体への監査の範囲について、法律上は「出納その他の事務の執行で 当該財政的援助に係るもの」と規定されています。実際には、県からの出資、補助、 公の施設の指定管理ごとにその目的、会計規定に沿って事務が行われているか監 査を行います。

監査権の及ぶ範囲は、あくまで財政的援助に係る出納その他の事務の執行であり、無条件に経営全般にわたる出納その他の事務の執行まで対象になるものではなく、また、財政的援助団体はそれぞれ自主的に活動を行っており、さらに独自に監査機能を持っていることから、そのことにも配慮、調整が必要になります。

## 4 行政監査

県の事務が法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、県民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているかについて監査を実施しています。

## 監査の結果

令和5年度は、「公共施設の老朽化(長寿命化)対策」をテーマに、茨城県の各機関が入る 庁舎や公共施設の老朽化対策について、茨城県庁舎等施設長寿命化計画(※1)の対象としている121施設(建物数219)を所管する114機関(本庁36、出先78)を対象に実地又は書面による監査を実施し、特に「長寿命化の推進」に関する問題、課題などを明らかにしたうえで、それらの解決に向け、より実態に即した長寿命化対策を推進するための提言を行いました。

#### (※1) 茨城県庁舎等施設長寿命化計画(令和3年3月策定)

茨城県公共施設等総合管理計画(※2)の体系の中の個別施設計画の1つに位置付けられるもので、庁舎など県の行政事務を行う施設及び県民が利用する施設である「庁舎等施設」を対象とした具体的なメンテナンスの実施計画。延床面積が原則500㎡以上の建物を対象とし、目標使用年数は原則80年。

(※2) 茨城県公共施設等総合管理計画(平成27年3月策定、令和4年3月一部改訂)

全ての公共施設等の現状及び将来の見通しを把握し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた もの。対象は県が保有する全ての施設(建物系施設、インフラ系施設)。

## 監査の着眼点(公共施設の老朽化(長寿命化)対策)

- (1) 日常点検等が適切に行われ、建物の経年劣化状況等が把握されているか。
- (2) 施設維持保全台帳(※3)を整備し、点検結果等の記録を適切に保存しているか。
- (3) 点検結果等に基づき、長期保全計画(※4) を作成したうえで、計画的な修繕等を実施し、機能・性能の保持・回復を図る予防保全に取り組んでいるか。
- (4) 予防保全に取り組むことにより、修繕等の実施時期等を調整し、長期保全計画を見直 したうえで、財政負担の平準化が図られているか。
- (5) 点検等により危険性が高いと認められた箇所について、早期に修繕が実施されているか。

#### (※3) 施設維持保全台帳

茨城県公共施設等総合管理計画に基づく茨城県県有建築物長寿命化実施基準において、施設管理者が整備する 必要があると定めている5種類の書類(建物の公有財産台帳、法令等で義務付けられている定期点検の一覧表、定 期点検の指摘事項に対する対応を記録した書類、修繕履歴を記録した書類及び保管している図面の一覧表)。

#### (※4) 長期保全計画

建築物の機能を適正に保ち、効率的に長寿命化を図ることを目的に、建築物を構成する部位、部材及び設備の更 新時期や今後生じる費用等を整理し、計画的なメンテナンス(修繕・改修など)を実施するために作成した計画。

#### ◆ 主な監査結果及び意見

- 1 計画面
  - (1) 長期保全計画の1年ごとの評価と見直しの徹底
  - (2) 長期保全計画の見直し状況の情報共有
- 2 実施・技術面
  - (1) 法定点検及び劣化度点検の確実な実施
  - (2) 施設維持保全台帳の整備
  - (3) 改善時期が未定となっている不備への対応
  - (4) 技術力向上及び人材育成のための取組の充実
  - (5) 新技術の導入検討及び情報管理のシステム化の検討
- 3 予算面
  - (1) 長寿命化対策における優先順位の明確化及び優先的な予算の確保
  - (2) 一元的な予算要求の仕組みの検討
  - (3) 茨城県公共施設長寿命化等推進基金のあり方の検討
  - (4) 財源確保に向けた取組の強化
- 4 推進体制面
  - (1) 技術的支援等のサポートの充実及びプロジェクトチームの設置
  - (2) 技術的支援に係る関係団体、民間企業等の活用検討
  - (3) 公共施設等総合管理計画推進委員会の機能強化
- 5 その他
  - (1) 合同庁舎の入居機関全てが庁舎管理に関わる体制づくり
  - (2) 長寿命化計画対象外建物の適切な管理
  - (3) 資産総量の適正化の推進

#### <まとめ>

- ・総合管理計画を所管する管財課の役割は極めて重要であり、早急に長寿命化対策の全庁 的な取組体制の充実を図ることが必要不可欠である。
- ・この全庁的な取組体制のもとで、実態に即した計画の見直しや技術的支援を充実させる こと、さらには予算枠の設定や税外収入の拡充など確実な財源確保に向けた取組を強化 していくことが重要である。
- ・広く県民の理解を得るため、計画の評価、見直し内容等を分かりやすく公表していくことも重要である。

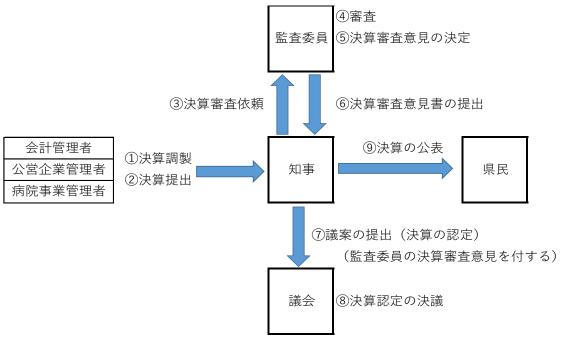
## <コラム> 行政監査の範囲

行政監査の範囲について、法律上は「必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる」と規定されています。実際には、地方公共団体は地方自治法において、最少の経費で最大の効果を挙げ、常に運営の合理化に努めることとされていますので、事務の執行が、経済的、効率的、効果的に行われているか監査をしています。

## 5 決算審査及び基金運用状況審査

監査委員は、知事の依頼に基づき、普通会計(一般会計・特別会計)及び企業会計(水道事業、病院事業等)の決算や、基金の運用状況を審査し、意見書を提出します。 知事は決算に監査委員の意見を付けて議会の認定を受けます。

## 決算審査の流れ



#### (1)決算審査

① 令和4年度茨城県歳入歳出決算審査(普通会計)

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書等について、次の諸点に主眼を置いて 審査を行いました。

- ・決算の計数は正確であるか
- ・予算執行は、適正かつ効率的に行われているか
- ・収入及び支出に係る事務は、関係法規に適合して処理されているか

## 審査の結果

令和4年度茨城県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票等と合致し、正確であることを確認しました。

予算の執行は、事務の一部に改善を要する事項が見受けられたが、概ね適正に処理 されているものと認められました。

## 審査意見

## 健全な財政構造の確立について

・ 歳入は、県税で増加したものの、県債や国庫支出金が減少したことなどにより、総額では減少に転じた。

歳出は、定型業務の効率化・省力化や経費の節減合理化などの改革への取り組みに 一定の成果が認められた。

・ 社会保障関係費等の義務的な経費の増加により、今後の財政構造はこれまで以上に 硬直化が見込まれる。

引き続きあらゆる歳入確保対策に取り組み、将来にわたって持続可能で健全な財政 構造の確立に努められたい。

・ 将来の世代に負担を残さないためにも、引き続き県債の新規発行を抑制し、県債残 高の縮減に努め、プライマリーバランスにおける黒字が継続するよう財政健全化の推 進に努められたい

## 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

- ・ 一般会計における収入未済額は、前年度に比べて2億13百万円減少し、50億26百万円となった。
- ・ 収入未済額の主なものは県税であるが、前年度に比べて 96 百万円減少し、39 億 25 百万円となった。

今後とも、税負担の公平性と歳入確保の観点から、引き続き税目ごとの特性に応じたさまざまな徴税対策を行い、県税収入の確保に努められたい。

・ 県税以外の収入未済額については、弁護士法人への債権回収業務の委託など を効率的に行いながら、引き続き債権回収に努められたい。

## 財産の管理・処分について

- ・ 公共施設等の管理については、老朽化対策に要する費用の増加が見込まれることから、「茨城県公共施設等総合管理計画」に基づき、引き続き計画的な長寿命化対策の推進に努められたい。
- ・ 一方、長寿命化対策の推進にあたり、関係部局から予算面をはじめとする課題が多くあげられていることから、現在、庁舎等を対象に行政監査を実施しているところであり、年内には監査結果を踏まえ、より実態に即した長寿命化対策に関する提案をすることとしている。
- ・ 分譲を目的とした保有土地については、前年度に比べ 41ha 減少しており、引き続き企業立地補助金等の立地促進策を活用して工業用地等の処分推進に努められたい。

#### 事務事業の適正な執行について

・ 定期監査を実施した結果、行方県税事務所において長期にわたり県税過誤納金の還付処理を遅延した事例、高萩工事事務所において道路占用許可書を決裁手続を経ずに交付した事例など著しく適性を欠いた事項が認められた。

このほか、部全体としての業務執行体制に問題があった事例も認められたため、部局内での事務事業の執行体制の再確認も行った上で、内部統制の推進に努められたい。

・ また、少子化対策や労働力確保対策など、部局横断的に連携していくことが 強く求められる施策については、これまで以上に政策判断を行う所属がイニシ アチブをとり、全庁的に取り組まれたい。

- ・ 一方、新型コロナウイルス感染症の対応としての生活者や事業者に対する適切な支援、並びに高病原性鳥インフルエンザ等への国や市町村、協力団体と連携した迅速な対応や、今後の発生に備えた条例制定等は評価できる。
- ・ 今後も、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、多様な主体 との連携を一層強化し、常に経済性・効率性・有効性を念頭に置きながら事務事 業の適正な執行に努められたい。

#### <コラム>

○プライマリーバランス

公債費を除く歳出が、県債・基金繰入金等を除いた歳入で賄えているかどうかを示す財政収支のこと。

- ・令和4年度一般会計の歳入歳出決算におけるプライマリーバランス ⇒575 億円の黒字(前年比328 億円増加)
- ② 令和4年度茨城県公営企業会計決算審査(企業会計)

水道事業、工業用水道事業、地域振興事業、病院事業、鹿島臨海都市計画下水道事業、流域下水道事業の各会計の決算について、次の諸点に主眼を置いて審査を行いました。

- ・決算書類が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ・事業の運営が経済性を発揮するとともに、公共性の確保がなされているか

## 審査の結果

決算書類は、各事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していました。また、事業の 運営については、概ね適正に行われたものと認められました。

## 審査意見

公営企業管理者が所管する水道事業会計、工業用水道事業会計及び地域振興事業会計、 会計管理者が所管する鹿島臨海都市計画下水道事業会計及び流域下水道事業会計は、当年 度純利益を計上し、経営状況は概ね良好に推移した。引き続き健全経営の維持に努められ たい。

病院事業管理者が所管する病院事業会計は、当年度純利益を計上し、経営状況は前年度 に引き続き概ね良好に推移した。今後も収益確保や経費削減に取組み、経営の改善に努め られたい。

## <コラム>

○地方公営企業

地方公共団体は、一般的な行政活動の他、水の供給や、下水の処理、医療の提供など 地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業活動を行っておりま す。これらの事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公 営企業」と呼んでいます。

- (2) 基金運用状況審査
- 令和4年度茨城県基金運用状況審査

茨城県美術資料取得基金及び茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金について、次の諸点に主眼を置いて審査を行いました。

- ・運用状況調書の計数は正確であるか
- ・運用は、設置の目的に沿って、所定の手続きに従い、確実かつ効率的に行われているか

## 審査の結果

計数は正確であることを確認しました。

また、各基金とも設置の目的に沿って、所定の手続に従い、確実かつ効率的に運用されているものと認められました。

## 審査意見

今後とも基金の設置目的に沿って、需要動向を的確に把握し、確実かつ効率的な運用に努められたい。

#### <コラム>

○茨城県美術資料取得基金

茨城県近代美術館及び茨城県陶芸美術館の用に供するための美術資料を円滑かつ効率的に取得するため設置されている。

○発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金

発電用施設の周辺地域又はこれに隣接する市町村の区域の住民が通常通勤することができる地域における企業立地の促進を図るための資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため設置されている。

## 6 健全化判断比率等審査

知事は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」といいます。)と資金不足比率を、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、また、その比率を公表しなければなりません。

監査委員は、知事からの依頼を受け、各比率の算定に誤りはないか、算定基礎事項書類が適正に作成されているかなどを審査し、審査意見書を知事に提出します。

## 審査の結果

①健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率は適正に算定され、算定基礎事項書類は適正に作成されているものと認められ、早期健全化基準を超えているものはありませんでした。

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	
①実質赤字比率	_		3. 75%	
②連結実質赤字比率	_		8.75%	
③実質公債費比率	9.3%	9.2%	25%	
④将来負担比率	170.0%	172.8%	400%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支及び連結実質収支が黒字であり算定されないことから「一」と記載しています。

## ②資金不足比率

審査に付された資金不足比率は適正に算定され、算定基礎事項書類は適正に作成されているものと認められ、対象となる公営企業会計等において資金不足額は生じていませんでした。

## 審査意見

本県財政は徐々に改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いているので、引き続き 財政の健全化に努められたい。

- <コラム> 健全化判断比率について
  - ①実質赤字比率:一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する割合
  - ②連結実質赤字比率:全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合
  - ③実質公債費比率:公債費や実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合
  - ④将来負担比率:一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に 対する割合
- ※標準財政規模:地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

<コラム> 本県において資金不足比率算定の対象となる公営企業会計等(8会計) 水道事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計、病院事業会計、 鹿島臨海都市計画下水道事業会計、流域下水道事業会計、港湾事業特別会計、 都市計画事業土地区画整理事業特別会計

## 7 内部統制評価報告書審査

知事からの審査依頼に基づき、財務事務に係る内部統制の評価報告書について、内部 統制の評価に係る資料及び定期監査の結果等により審査を行い、意見書を提出します。 知事は、内部統制評価報告書に監査委員の意見書を付して議会に提出します。

内部統制評価報告書の審査は次のような観点から行います。

- ・茨城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- ・内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われている か

知事が作成した令和4年度内部統制評価報告書について、必要に応じて関係部局に説明を 求めるとともに定期監査等において得られた知見を利用し、審査を行いました。意見書は、 監査委員の合議を経て、知事に提出しました。

## 審査の結果

令和4年度茨城県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると判断しました。

#### 「参考〕令和4年度茨城県内部統制評価報告書の概要

- <評価手続>総務省のガイドラインに基づき、財務に関する事務に係る評価を実施。
- <評価結果>評価対象期間(令和4年度)中における運用上の重大な不備(※)を把握したため、県の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断。

#### ※重大な不備(1件)

・県税の口座振込による過誤納金還付手続において、口座番号等の誤りなどにより支 払不能となった後に行うべき再支払手続を令和3年6月分から令和4年9月分まで怠 り、還付対象者への還付金の支払が行われていなかった。

## <コラム> 内部統制と定期監査

監査委員は、地方自治法に基づき、知事が作成した内部統制評価報告書の審査を行うこととされています。

この審査を適切に行うため、県の各機関に対して定期監査を行う際、内部統制の取組状況を確認することとしています。また、内部統制評価報告書に記載された重大な不備については、その後の措置状況を併せて確認することとしています。

なお、定期監査の方法等については、内部統制の進捗状況を踏まえ、適正な財務事務の執行に資するよう、引き続き検討してまいります。

## 8 住民監査請求に基づく監査

住民監査請求とは、県民の方が、県の執行機関や職員による財務会計上の違法または 不当な行為があると認めるとき、監査委員に対して監査を求め、その行為の防止や是正 等の必要な措置を講じるよう請求できる制度です。

住民監査請求の対象となるのは、県の執行機関や職員の違法または不当な財務会計上の行為により、県に損害を生じさせるものです。なお、財務会計上の行為とは、次に掲げるものです。

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得、管理、処分
- (3) 契約の締結、履行

- (4) 債務その他の義務の負担
- (5) 公金の賦課、徴収を怠る事実
  - (6) 財産の管理を怠る事実

令和5年度は住民監査請求が3件あり、いずれも法の定める要件を満たしていないことから却下としています。

【参考】年度別請求件数及び結果(令和元年度~5年度)

年度	請求件数	取下げ	却下	監査実施(結果)	備考
R元	3		2	1 (棄却1)	
R 2	1 2		1 1	1 (棄却1)	
R 3	1			1 (棄却1)	
R 4	5		3	2 (棄却2)	
R 5	3		3	_	
計	2 4		1 9	5 (棄却5)	

#### <請求に係る処理結果の区分>

「勧告」: 監査の結果、請求に理由があると認められるため、必要な措置を勧告

「乗却」: 監査の結果、請求に理由がないと認められるため、請求を乗却「却下」: 請求が法の定める要件を満たさないため、監査を実施せず却下

## <コラム> 住民監査請求と住民訴訟

住民監査請求に基づく監査委員の監査の結果に不服がある場合、請求をした住民は、裁判所に住民訴訟を提起することができます。

なお、住民訴訟は、住民監査請求を経なければなりません(住民監査請求前置主義といわれます)。

また、住民訴訟の対象は違法な財務会計行為であり、不当なものについては、住民監査請求の対象にはなりますが、住民訴訟の対象外となります。

## V 監査結果に対する措置状況

## 1 監査結果に対する措置状況

令和5年度の監査結果を知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長に通知し、知事等から監査委員に対して改善措置を講じた旨通知がありました。

これらの措置については、茨城県ホームページで公表していますが、主な措置の内容は、次のとおりです。

## 知事の措置状況

指摘等の内容	措置状況
処分した固定資産の処分報告	・事業進捗状況や資産情報について事務所内での情
書を提出しなかったため、貸	報共有及び連携を徹底することとした。
借対照表の固定資産計上額に	・「固定資産管理研修会」に参加し固定資産の知識を
過誤があった。	習得して、除却手続きにあたっては「除却手続 事
	務処理フロー」に沿って複数職員で確認しながら
	手続きを行うこととした。
複数課にまたがる県補助金を	・事業の実施に当たっては、事前の連絡調整を十分
予算に編入せず、補助金に係	に行い、中心とする課を部内で共有することとし
る交付要綱の制定から交付決	た。
定を経て額の確定に至る一連	・関係課間及び課内で国や市町村の情報を十分共有
の事務が遅延していた。	し、組織全体で対応できる体制を整えることとし
	た。
生活保護の医療扶助に係る診	・文書の受付から処理が完結するまでの一連の流れ
療報酬の過誤調整事務手続に	について管理表を作成し、事務進捗の「見える
おいて、社会保険診療報酬支	化」を図るとともに、複数名で進捗管理を行う体
払基金に対する調整事務を怠	制を整えた。
っていた。	
長期継続契約を締結すること	・契約にあたり、関係課への意見を聞く際、双方への
ができる契約を定める条例に	説明及び確認行為が不十分であったことが考えら
該当する契約でないにもかか	れるため、今後関係課との調整を行う場合は、文書
わらず、長期継続契約を締結	による共有を適切に行い、適正な方法で事業を実
していた。	施する。
正当な理由が無く一者随意契	・検査員の任命や履行確認検査の実施等の改善を行
約としたほか、事務手続等に	った。
多数の不備があった。	・入札等の事務に関するチェックリストを作成した。

解体工事に係る設計額を明確 にしないままに工事執行伺い を行っていた。	・契約事務を行うに当たっては、総務、経理担当者など複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めることとした。  ・予定価格の積算根拠の有無、参考見積書の聴取時期、入札方法の適否、最低制限価格の設定の有無等を確認する「工事入札等に係るチェックシート」を
	作成し、予定価格に係る積算根拠を明確にする。 ・入札契約事務に限らず、事業担当のほか複数職員に よるチェックを徹底し、再発防止に努めることと した。
使用許可決議・貸付決議及び 調定決議が遅延していた。か つ、使用料・貸付料について、 積算を誤り、過大に徴収して いた。	・過大徴収分返還について、貸付先事業者へ返還の連絡及び口座振込依頼書の提出依頼を行い、口座振込依頼書を受領し、返還を完了した。 ・年間スケジュールの作成に合わせて業務マニュアルを作成の上、担当課内で共有し、作業手順や使用料・賃借料の算定方法などの「見える化」を図るとともに、複数職員による事務処理の進捗管理を徹底することとした。
地域福祉業に係る歳入歳出事務全般において、年間を通じて多数の事務処理が遅延していた。	・業務の実施状況を見える化するため、事業別に処理 段階ごとの処理日を記入する進行管理表を作成し た。管理表により、随時、直属の管理職職員等が進 捗を管理するとともに、組織全般を管理する職員も 進捗状況の確認を行うなど、複数段階で複数人によ るチェック体制を整えた。 ・会計処理について、会計担当だけでなく、全職員が 会計事務に関する一定の知識を持てるよう財務会 計研修会を実施した。
公有財産事務取扱規則に基づく使用許可等の事務手続を長期間にわたり行っていなかった。	・公有財産の手引き及び諸規程等について、所属内で 改めて情報共有するとともに、事務引継書に公有財 産に係る事務処理内容を明記し、手続の漏れや遅延 のないよう徹底した。 ・職員間の報告・連絡・相談を徹底し、事務処理状況 の情報共有や複数職員による相互検証を行うとと もに、事務処理にあたり疑義が生じた場合には管財 課等から積極的に教示を受けるなど、組織としての チェック体制を強化し、適正な事務処理を図ってい く。
納期限後に収納された採取料 に係る延滞金を徴収していな かった。	・債権管理については、事務所において、複数の職員 が収入管理簿を共有したうえで、契約課長及び河川 整備課長において、進捗確認ができるように管理体

制を整えた。
・ 茨城県財務規則

・茨城県財務規則、河川法、茨城県河川流水占用等徴収条例等及び調定、収納、督促などについて、定期的に関係職員全員が、進捗状況の確認と債権管理の手続きについて共通認識が持てるよう研修会を開催するなど研鑽を積んでいく。

## 教育委員会教育長の措置状況

教育安貝云教育女の指直仏グ	III marks some
指摘等の内容	措置状況
工事の入札において、最低制	・工事案件の事務執行の都度、全ての事務職員が、
限価格の設定を誤り、本来失	規定に基づく入札手続や必要な書類等の確認を行
格者となるべき者を落札者と	う。
した。	・「予定価格・最低制限価格チェックリスト」の項
	目を、工事入札執行の各段階において、複数名で確
	認する。
	・様式の取り違いを防ぐため、電子ファイル名や様
	式に「建設工事用」「建設コンサルタント業務用」
	の別を明示した。
生産物・動物の売払いに係る	・事務長は、現場(農場等)からの情報を一元的に受
一連の事務において、売払代	け、担当者に対して生産物・動物出納カードの処理
金の調定遅延など、多数の不	や売払代金の調定を指示する。
備や遅延があった。	・事務長は、事務職員全員を対象に、年3回、会計管
	理課の研修会資料等を用いて研修を実施、今後、毎
	年度継続して事務室内での研修を実施する。
	・事務長は、毎週月曜日に事務職員全員を対象とした
	打ち合わせを行い、懸案事項の協議や業務の執行確
	認を行うことで、業務の共通理解を図り、執行の漏
	れ等を防ぐ。
	・各業務の担当者、副担当者など全3名で、毎週1回
	に財務データと出納帳を突合し、さらに事務長が全
	体的に内容を確認することで、不適切な支払いがな
	いかチェックする。
複写機等の賃貸借について、	・会計事務に携わる事務職員全員で、会計事務研修会
随意契約限度額を超えている	資料を使用し、年1回以上の事務室内研修を行う。
にもかかわらず、適正な理由	・主管課及び会計管理課からの通知をもとに、事務長
なく随意契約としていた。	主導により事務室内全員で規則等への理解を深め
	3.
	・起案時に、事務職員全員で契約事務確認表を使用し
	てチェックを行う。

## VI 外部監査制度

## 1 外部監査制度とは

外部監査制度とは、現行の監査委員制度とは別に、地方公共団体が弁護士や公認会計士等と外部監査契約を締結し、財務等についての監査を受けようとする制度です。なお、茨城県では、総務部が所管しています。

この根拠となる改正地方自治法が平成9年6月4日に公布され、平成10年10月1日に施行されています。

この制度は地方分権の推進に伴い地方行政の整備・確立を図るとともに地方公共団体 の行政の適正な運営を確保するために、

- ・地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化
- ・地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼性の確保

という2つの観点から創設されました。

## (1) 外部監査の仕組み

各普通地方公共団体が議会に議決を経たうえで外部監査人と契約を締結し監査 を実施するもので、全体的な監査を実施する包括外部監査と特定の案件ごとに契約 する個別外部監査の2種類があります。

#### ア 包括外部監査

外部監査人が自治体の執行する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の 管理について、必要と認める特定の事件(テーマ)について監査を行います(年1 回は最低でも監査を実施し報告書を提出する)。

#### 対象団体

- ・都道府県、政令指定都市、中核市については義務付け。
- ・その他の市町村は条例で定めることにより導入することができる。
- ・財政援助団体等も条例により導入することができ、本県でも監査対象として いる。

### ② 契約

普通地方公共団体の長が毎会計年度に議会の議決を経て一の者と締結します。 但し、同一者との契約は連続3回までとなっています。

## イ 個別外部監査

本来は監査委員が実施する次の監査請求及び要求を外部監査人が特例としてその請求等の都度に監査します。

- ・選挙権を有する者(50分の1以上の署名が必要)からの事務監査請求
- ・議会からの監査請求
- ・長からの監査要求
- ・長からの財政援助団体等の監査要求
- ・住民からの監査請求
- ① 対象団体 条例により定めた普通地方公共団体において実施できます。
- ② 契約

普通地方公共団体の長が監査請求及び要求があった都度に議会の議決を経て一の者と締結します。(包括外部監査人と個別外部監査契約を締結する場合は、締結後に直近の県議会に報告すれば足りる。)

## ウ 外部監査人

- ① 弁護士
- ② 公認会計士
- ③ 国や地方自治体で行政経験があり、監査事務に精通している者(但し、知事、副知事、出納長、監査委員の親族等、議員、職員及び職員OBを除く)。
- ④ 税理士

## エ 外部監査人の監査にあたっての義務等

① 守秘義務

外部監査人は監査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことと なっています。外部監査人でなくなった後であっても同様です。

② 刑法その他の罰則の適用

外部監査人は監査の事務に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法 令により公務に従事する職員とみなすこととなっています。

#### オ 外部監査人の監査事務の補助

外部監査人は監査の事務を補助させることができます。

この場合、外部監査人はあらかじめ監査委員に協議しなければならないとされています。

## カ 外部監査人と監査委員の関係

- ① 外部監査人と監査委員との関係
  - ・外部監査は、監査を実施するに当たっては監査委員にその旨を通知する等の相 互連絡を図り、また、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮するこ とが必要です。
  - ・外部監査人の求めに応じ監査委員の監査事務に支障の来さない範囲内において、 監査委員の事務局長、書記、その他の職員を外部監査の事務に協力させること ができることとされています。
- ② 議会、長その他の執行機関、職員との関係 外部監査人の監査を受けるにあたっては、適正かつ円滑な遂行に協力するよう 努めなければならないとされています。
- ③ 議会との関係

普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関して必要に応じ外部監査人 又は外部監査人であった者に説明を求めたり意見を述べたりすることができるこ とになっています。

## キ 外部監査に関する監査委員の意見

- ・外部監査人との契約及び解除について長に意見
- ・外部監査人の監査結果に関し必要と認めるとき、長、議会等に意見
- ・個別外部監査請求(住民監査請求を除く)について、監査委員の監査に代えて外部 監査によることについて長に意見

## ク 監査委員による公表等

- ・外部監査人補助者の告示
- 外部監査結果報告の公表
- ・外部監査結果に基づく措置の公表

## (2) 本県の実施状況(令和5年度)

テーマ

・下水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について 外部監査人

小笠原 隆(公認会計士)

## Ⅲ 監査委員事務局

## 1 監査委員事務局

監査委員(4人)の補助機関として、監査委員事務局が設置されています。 監査委員事務局長以下18人が、監査委員の指示に従って、事前の調査や検査を行い、 監査委員を補助しています。

